

衆議院総務委員会ニュース

平成 21.5.21 第 171 回国会第 19 号

5月21日(木) 第19回の委員会が開かれました。

1 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件(人事院勧告)

- ・谷人事院総裁から説明を聴取した後、倉田総務副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

秋葉賢也君(自民)

- ・地方公共団体における人事委員会勧告の状況及び独自の給与削減措置に係る取組状況を伺いたい。
- ・臨時勧告をもう少し早い時期にできなかったかということも含め、人事院勧告の在り方について人事院総裁の所見を伺いたい。

福田昭夫君(民主)

- ・今回の人事院が行った特別調査は、18日間と調査期間が短く、調査対象企業は2,700社で通常の職種別民間給与実態調査の27%であり、回答企業中夏季一時金決定済企業は340社で8割が未決定であることなどを考えると、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づく勧告の基礎とするに相応しい調査と言えるのか、人事院総裁に伺いたい。
- ・政府が追加経済対策を進めている中で、拙速に6月期の特別給を減額することは、景気回復を最優先とする政府の方針と矛盾していないか、人事院総裁に伺いたい。
- ・6月期の特別給に今回の減額措置を適用するには基準日である6月1日までに法案を成立・施行させる必要があるが、今の状況では法案の成立は5月末になると思われる。地方公共団体は国の決定を待って対応するとすると、地方公共団体はどのような対応を行えばいいというのか、総務省に伺いたい。

小川淳也君(民主)

- ・同様に臨時勧告が行われた昭和49年のオイルショック当時と比較して今年の経済情勢をどのように評価しているのか、人事院総裁の所見を伺いたい。

- ・通常の職種別民間給与実態調査が6週間かけて1万1,000社を調査しているのに対し、今回の特別調査は3週間かけて2,700社の調査しか行っていないが、もっと正確な調査ができたのではないかという点、また、今回の特別調査の対象が大企業に偏っているのではないかという点について、人事院総裁の所見を伺いたい。

塩川鉄也君(共産)

- ・今回の特別調査に基づく臨時勧告は、6月期の特別給の支給は前年の人事院勧告に基づくものとするこれまでのルールを変更するものではないかということについて人事院総裁の見解を伺いたい。
- ・人事院勧告が影響を及ぼす範囲は公務のみにとどまらないこと、また、今回の臨時勧告が民間にマイナスの影響を及ぼすおそれがあることについての人事院総裁の認識の有無を伺いたい。

重野安正君(社民)

- ・与党の国家公務員給与検討プロジェクトチームの方針決定が圧力となって今回の特別調査の実施を決定したのではないのか、人事院総裁の見解を伺いたい。
- ・臨時勧告が民間の一時金受給に影響を及ぼし、その受給結果に基づき8月の人事院勧告が行われるという負の連鎖が始まっているように思われるが、今回の臨時勧告が経済情勢に及ぼす影響について人事院総裁の見解を伺いたい。

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)

- ・鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。